

船舶事故調査報告書

平成24年11月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

| | |
|--|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成23年9月1日 15時40分ごろ |
| 発生場所 | 青森県八戸市八戸港東方沖 八戸市所在の鮫角灯台から真方位087°13.7海里（M）付近 （概位 北緯40°33.2′ 東経141°52.6′） |
| 事故調査の経過 | 平成23年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 漁船 第三十五興富丸、143トン 129695、有限会社興富丸漁業 30.53m（Lr）×7.00m×4.68m、鋼 ディーゼル機関、735kW、昭和62年6月 B 漁船 第三十八勝宝丸、9.7トン AM2-6398、個人所有 13.89m（Lr）×3.75m×1.44m、FRP ディーゼル機関、423kW、平成18年7月31日 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 62歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和59年5月14日 免状交付年月日 平成21年4月21日 免状有効期間満了日 平成26年5月13日 漁ろう長A 男性 70歳 海技免許なし（甲板部航海当直部員の認証受有） B 船長B 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年12月7日 免許証交付日 平成20年8月18日 （平成25年12月6日まで有効） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | A 左舷中央外板に擦過傷 B 右舷船首外板に凹損 |
| 事故の経過 | A船は、船長A及び漁ろう長Aほか11人が乗り組み、いか釣り漁 |

| | |
|--|--|
| | <p>を終え、八戸港へ向けて速力約11ノット(kn)(対地速力、以下同じ。)で自動操舵により西進した。</p> <p>船長Aは、第二甲板で他の乗組員と共にイカの箱詰め作業を行っていた。</p> <p>漁ろう長Aは、一人で船橋当直に就き、レーダーを3Mレンジに設定してレーダー及び目視による見張りを行い、衝突の約30分前、左舷方にB船を初認し、B船がA船に接近するのを認めたが、船長Aに報告しなかった。</p> <p>漁ろう長Aは、衝突の約5分前、更に接近するB船に対して汽笛を1回鳴らし、B船がA船を避けると思っていたが、その気配がなくB船を避けるべきか迷い、同じ針路、速力で航行を続けていたところ、平成23年9月1日15時40分ごろ、鮫角灯台東方沖において、A船の左舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝撃音を聞いて昇橋し、B船と衝突したことを知った。</p> <p>B船は、船長Bほか3人が乗り組み、いか釣り漁を終え、青森県三沢市三沢漁港へ向けて約10knで自動操舵により北西進した。</p> <p>船長Bは、前部甲板上で他の乗組員と共にイカの箱詰め作業を行い、操舵室を無人としていた。</p> <p>B船は、操舵室の左舷側前部外壁にレーダーの外部モニターが設置されており、船長Bは、レーダーを3Mレンジに設定し、同モニターにより見張りを行っていた。</p> <p>船長Bは、衝突の約15分前、右舷方から接近するA船を外部モニターにより初認したが、外部モニターを確認しながら、イカの箱詰め作業を行えば、A船と衝突することはないと思い、その後、同作業に気を取られていたところ、A船と衝突した。</p> <p>A船は、自力で八戸港へ帰港し、B船は、自力で三沢漁港へ帰港した。</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波向 南南東、波高 約1.5m</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長Aは、漁ろう長Aに対し、他船が接近する場合は報告するよう指示していた。</p> <p>漁ろう長Aは、B船が見張りを行っていると思っていた。</p> <p>船長Bは、A船の汽笛が聞こえなかった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鮫角灯台東方沖を西進中、漁ろう長Aが、左舷方から接近するB船を認めた際、船長Aに報告せず、B船がA船を避けるものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船とB船が衝突</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>したものと考えられる。</p> <p>B船は、鮫角灯台東方沖を北西進中、船長Bが、右舷方から接近するA船を初認したものの、レーダーの外部モニターを確認しながら、イカの箱詰め作業を行えば、A船と衝突することはないと思っていたものの、同作業を行うことに注意を向けていたことから、B船とA船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、八戸港東方沖において、A船が西進中、B船が北西進中、漁ろう長Aが、左舷方から接近するB船を認めた際、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、イカの箱詰め作業を行うことに注意を向けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他船を初認した場合には、レーダー、視覚、聴覚等による適切な見張りを継続して行い、衝突の虞があるかどうかを判断すること。また、操船に不安を感じた場合には、その旨を船長に報告すること。 |